第２章

障がいのある人を

取り巻く現状と課題

## 　岐阜市の障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

### 　岐阜市の人口

平成29年４月１日現在、岐阜市の人口は412,254人であり、緩やかな減少傾向にあります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は64,883人（15.7％）、18歳以上65歳未満は233,128人（56.5％）、65歳以上は114,243人（27.7％）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向にあります。

##### 　人口の推移（各年４月１日現在）

418,707

416,750

415,113

414,382

412,589

412,254

資料：岐阜市住民基本台帳（平成24年のみ10月１日現在）

### 　岐阜市の障がい者手帳等の所持者数

#### ①　身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

平成29年３月31日現在、岐阜市の身体障害者手帳所持者は16,840人であり、やや減少傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は361人（2.1％）、18歳以上65歳未満は4,062人（24.1％）、65歳以上は12,417人（73.7％）となっています。

##### 　身体障害者手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

17,040

17,112

17,202

17,224

17,031

16,840

資料：岐阜市障がい福祉課

平成29年３月31日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が9,041人（53.7％）と最も多く、次いで、内部障がいが5,388人（32.0％）などとなっています。障がいの等級別では、重度障がい（１・２級）が8,160人と、全体の48.5％を占めています。

##### 　身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成（平成29年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | 合計 |
| 視覚障がい | 409 | 314 | 86 | 63 | 131 | 57 | 1,060 |
| 38.6 | 29.6 | 8.1 | 5.9 | 12.4 | 5.4 | 100 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 72 | 289 | 197 | 236 | 8 | 411 | 1,213 |
| 5.9 | 23.8 | 16.2 | 19.5 | 0.7 | 33.9 | 100 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 5 | 8 | 80 | 45 | - | - | 138 |
| 3.6 | 5.8 | 58.0 | 32.6 | - | - | 100 |
| 肢体不自由 | 1,854 | 2,129 | 2,216 | 1,816 | 687 | 339 | 9,041 |
| 20.5 | 23.5 | 24.5 | 20.1 | 7.6 | 3.7 | 100 |
| 内部障がい | 3,001 | 79 | 1,390 | 918 | - | - | 5,388 |
| 55.7 | 1.5 | 25.8 | 17.0 | - | - | 100 |
| 合　計 | 5,341 | 2,819 | 3,969 | 3,078 | 826 | 807 | 16,840 |
| 31.7 | 16.7 | 23.6 | 18.3 | 4.9 | 4.8 | 100 |

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比（％）

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、内部障がいを除き、やや減少傾向にあります。

##### 　身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、１級が増加傾向にあるほかは、やや減少傾向にあります。

##### 　身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

#### ②　療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

平成29年３月31日現在、岐阜市の療育手帳所持者は3,745人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,012人（27.0％）、18歳以上65歳未満は2,368人（63.2％）、65歳以上は365人（9.7％）となっています。

##### 　療育手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

平成29年３月31日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、最重度・重度（Ａ・Ａ１・Ａ２）の障がいは1,516人で、全体の40.5％となっています。

##### 　療育手帳所持者の等級別構成（平成29年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ａ | Ａ１ | Ａ２ | Ｂ１ | Ｂ２ | 合計 |
| 18歳未満 | - | 143 | 186 | 192 | 491 | 1,012 |
| - | 14.1 | 18.4 | 19.0 | 48.5 | 100 |
| 18歳以上65歳未満 | 153 | 431 | 421 | 792 | 571 | 2,368 |
| 6.5 | 18.2 | 17.8 | 33.4 | 24.1 | 100 |
| 65歳以上 | 108 | 10 | 64 | 160 | 23 | 365 |
| 29.6 | 2.7 | 17.5 | 43.8 | 6.3 | 100 |
| 合　計 | 261 | 584 | 671 | 1,144 | 1,085 | 3,745 |
| 7.0 | 15.6 | 17.9 | 30.5 | 29.0 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（％）

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、ＡをＡ１・Ａ２に分けた制度変更に伴うＡを除き、いずれの等級も増加傾向にあります。

##### 　療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

#### ③　精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

平成29年３月31日現在、岐阜市の精神障害者保健福祉手帳所持者は3,427人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は51人（1.5％）、18歳以上65歳未満は2,608人（76.1％）、65歳以上は768人（22.4％）となっています。

##### 　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市地域保健課

平成29年３月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、１・２級が3,034人で、全体の88.5％となっています。

###### 　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（平成29年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １　級 | ２　級 | ３　級 | 合　計 |
| 18歳未満 | 23 | 19 | 9 | 51 |
| 45.1 | 37.3 | 17.6 | 100 |
| 18歳以上65歳未満 | 482 | 1,781 | 345 | 2,608 |
| 18.5 | 68.3 | 13.2 | 100 |
| 65歳以上 | 376 | 353 | 39 | 768 |
| 49.0 | 46.0 | 5.1 | 100 |
| 合　計 | 881 | 2,153 | 393 | 3,427 |
| 25.7 | 62.8 | 11.5 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（％）

資料：岐阜市地域保健課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあります。

###### 　精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年３月31日現在）

資料：岐阜市地域保健課

#### ④　難病患者等

難病は原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち厚生労働省が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

平成29年３月31日現在、岐阜市の特定医療費（指定難病）の受給者は2,683人であり、増加傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は330の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では358の疾病が対象となっています。

###### 　特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年３月31日現在）

※平成26年12月までは特定疾患医療費の受給者証所持者数

※対象は、平成27年１月に56疾病から110疾病に、同年７月には306疾病に、平成29年４月には330疾病に拡大

資料：岐阜市地域保健課

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

平成29年３月31日現在、岐阜市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は306人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

###### 　小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年３月31日現在）

※対象は、平成27年１月に514疾病から704疾病に、平成29年４月には722疾病に拡大

資料：岐阜市子ども支援課

#### ⑤　発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。そのため、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況でありますが、おおむね100人に１、２人と推計されています。



資料：政府広報オンライン

### 　岐阜市のサービスの利用者数

#### ①　障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。平成29年４月１日現在、岐阜市の障害福祉サービス支給決定者は2,867人であり、年々増加しています。

手帳等の種類別では、身体障害者手帳所持者が３割程度、療育手帳所持者が４割程度、精神障害者保健福祉手帳所持者が２割弱、指定難病患者等や手帳未所持者がわずかとなっています。

###### 　障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

#### ②　障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表２－15のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分１から６までとなっています。平成29年４月１日現在、岐阜市の障害支援区分認定者は1,697人であり、障害福祉サービス支給決定者数の59.2％を占めています（図表２－16）。

障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

###### 　障害支援区分の認定が必要なサービス

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 該　当　区　分 |
| 居宅介護 | 区分１以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分２以上） |
| 重度訪問介護 | 区分４以上 |
| 同行援護（身体介護を伴う場合） | 区分２以上 |
| 行動援護 | 区分３以上 |
| 重度障害者等包括支援 | 区分６ |
| 生活介護 | 区分３以上（50歳以上は区分２以上） |
| 療養介護 | 区分５以上 |
| 短期入所 | 区分１以上 |
| 施設入所支援 | 区分４以上（50歳以上は区分３以上） |
| 共同生活援助（グループホーム） | 入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要 |

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

###### 　障害支援区分認定者数の推移（各年４月１日現在）

※平成25年度までは障害程度区分

資料：岐阜市障がい福祉課

#### ③　地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。平成29年４月１日現在、岐阜市の地域生活支援事業利用決定者は950人であり、障害福祉サービス支給決定者数の33.1％となっています。

###### 　地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年４月１日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

#### ④　障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。平成29年４月１日現在、岐阜市の障害児通所支援支給決定者は866人であり年々増加しています。

手帳等の種類別では、身体障害者手帳所持者が２割弱、療育手帳所持者が６割弱、精神障害者保健福祉手帳所持者や指定難病患者等がわずか、障がい者手帳等未所持者が２割強となっています。障がい者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書や岐阜市子ども・若者総合支援センターからの意見書を参考に支給決定を行っています。

###### 　障害児通所支援支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

資料：岐阜市障がい福祉課

## 　障がいのある人の現状とニーズ

ここでは、障がいのある人への実態調査や障がい者関係団体等との意見交換により把握した障がいのある人の現状とニーズについて示します。

###### 　実態調査の回答者の性別

n

1,337

150

128

17

492

550

238

228

250

376

93

※実態調査結果における発達障がいは、療育手帳所持者を除く精神障害者保健福祉手帳所持者と障がい者手帳等を未所持で障害児通所支援受給者証所持者を対象としたもので、必要に応じて、参考掲載しています。

###### 　実態調査の回答者の年齢

n

1,320

148

128

17

487

540

235

228

247

n

362

### 　現在の生活の場所

現在の生活の場所としては、おおむね９割以上の人が自宅ですが、知的障がいのある人のそれぞれ１割弱の人がグループホームと入所施設で生活しています。

###### 　現在の生活の場所

n

1,331

147

128

16

490

550

236

229

248

376

93

### 　今後の希望する生活の場所

今後の生活の場所としては、８割から９割程度の人が自宅を希望していますが、知的や精神に障がいのある人などのグループホームや入所施設の希望がやや高くなっています。

###### 　今後の希望する生活の場所

n

1,311

147

125

17

482

540

229

224

244

374

94

### 　生活支援の要否

生活支援については、必要としている人の方が比較的高く、特に、障がいのある児童は８割を超えており、視覚や知的障がいのある人なども７割を超え、精神に障がいのある人も７割弱となっています。

###### 　生活支援の要否

n

1,328

149

123

17

490

549

235

223

245

376

68

### 　主な支援者

主な支援者としては、身体に障がいのある人や指定難病患者は「配偶者」が最も高く、知的や精神に障がいのある人は「父母」が最も高くなっています。

###### 　主な支援者

n

626

97

68

10

275

187

156

133

88

240

57

### 　主な支援者の年齢

主な支援者の年齢をみると、60歳以上の人が、身体に障がいのある人の51.9％、知的障がいのある人の42.5％、精神に障がいのある人の70.7％、指定難病患者の64.3％を占めています。

###### 　主な支援者の年齢

n

572

83

57

10

257

174

141

119

87

276

60

### 　主な支援者が支援できなくなった場合の支援のあり方

主な支援者が高齢や病気などにより支援できなくなった場合には、知的障がいのある人の施設入所やグループホームの利用希望が高く、合わせて５割を超えています。

###### 　主な支援者が支援できなくなった場合の支援のあり方

n

625

95

74

9

277

187

160

135

93

297

65

### 　生活の困りごとの相談先

生活に関する困りごとの相談先としては、障がいの種類にかかわらず、家族等の割合が最も高く、次いで、友人・知人等、医療機関、相談支援専門員、市役所・保健所等となっています。

###### 　生活の困りごとの相談先（複数回答可）

（%）

（%）

### 　生活支援サービスへのニーズ

生活支援サービスへのニーズとしては、障がいの特性に合ったサービスや申請等のわかりやすい手続きへのニーズが高くなっています。また、事業所従業員の障がいに対する理解へのニーズは、障がいのある児童が比較的高くなっています。重度・重複障がいのある人の生活支援サービスへのニーズとしては、障がいの特性に合ったサービスや障がいに対する理解、サービスの提供事業所や時間・回数の充実などへのニーズが比較的高くなっています。

###### 　生活支援サービスとして必要なこと（複数回答可）

### 　医療的ケアの要否（障がいのある児童）

医療的ケアについては、障がいのある児童の１割から２割程度が何らかのケアを必要としています。

###### 　医療的ケアの要否（障がいのある児童）

n

147

192

21

26

※障がいが重複している場合は、重い障がいの方で集計

※医療的ケアとは、気管内挿入、人工呼吸器、吸入、吸引、経管栄養、導尿、モニター測定など

###  就労の状況

福祉的就労を含め、仕事をしている障がいのある人は、聴覚等や知的障がいのある人では６割以上あるものの、肢体不自由や精神に障がいのある人などでは４割を下回っています。

###### 　就労の状況

n

1,312

146

129

16

476

545

218

215

246

###  就労の形態

前頁の「仕事をしている」人の就労形態としては、身体に障がいのある人や指定難病患者は、一般就労（正規職（社）員、非正規職（社）員、自営等）が９割程度と高く、知的障がいのある人は、福祉的就労（就労支援等の利用）が６割程度と高くなっています。

###### 　就労の形態

n

589

73

73

7

171

265

150

62

97

###  仕事をしていない人の就労への意向

39頁の「仕事をしていない」人のうち、今後仕事をしたいという人は、１割から２割程度となっています。

###### 　就労への意向

n

610

63

38

8

260

241

42

124

132

###  仕事をしていない人の希望する就労の形態

前頁の今後「働きたい」人の希望する就労形態としては、知的障がいのある人以外の一般就労の割合が高くなっています。

###### 　希望する就労の形態

n

100

10

6

1

38

45

7

26

15

###  卒業後の進路希望

15歳から17歳の障がいのある児童の卒業後の進路希望は、一般就労が３割程度、福祉的就労が２割程度となっています。

###### 　卒業後の進路

n

336

70

129

53

67

###  働くための環境づくり

障がいのある人が働くための環境としては、事業主や職場の理解と配慮、障がいの特性等にあった仕事や整った就労条件、設備などが必要とされています。

###### 　働くために必要なこと（複数回答可）

（%）

###  理解と配慮

障がいについての理解や配慮があり、よかったと感じたことがある人は、障がいのある児童が４割に及んでいるほかは、２割から３割程度となっています。

###### 　障がいについての理解や配慮

n

1,147

129

97

12

420

489

186

195

203

352

88

岐阜市民すべてを対象に毎年度実施している市民意識調査の結果によると、障がいのある人への理解や配慮は、意識している人がほとんどである一方、その３分の１程度の人が、どのように理解や配慮をすればよいかわからないようです。

###### 　障がいのある人への理解や配慮の意識

n

1,929

※市民意識調査は、平成28年11月に岐阜市民5,100人を対象（回収率42.5％）に実施

###  視覚・聴覚等障がいのある人の情報入手

視覚障がいのある人の文字情報の入手手段としては、朗読支援や墨字（ルーペを使用する場合も含みます。）が４割程度と最も高く、次いで、点字、拡大文字などとなっています（図表２－38）。

聴覚等障がいのある人のコミュニケーションによる情報の入手手段としては、補聴器や人工内耳等が最も高く、次いで、筆談、口話・読話、手話、要約筆記となっています（図表２－39）。

###### 　視覚障がいのある人の文字情報の入手手段（複数回答可）

n=138

###### 　聴覚等障がいのある人のコミュニケーションによる情報の入手手段（複数回答可）

n=123

【障がい者関係団体等からの主な意見】

・親なき後が最も重要な課題であり、日頃から将来の生活の場などを考え、いろいろな支援サービスとのかかわりをもっておくとよい。

・日頃から適切な支援サービスにつなげていくため、情報をもっと周知する必要がある。

・親なき後に備え、グループホームやショートステイの整備が必要とされているが、進んでいないため、対策を講じる必要がある。

・入所施設やグループホームなどでの生活のほか、自宅での生活の事例もあるので、これらの事例を示し、親なき後について検討できるように促していく必要がある。

・特に意思決定が困難な人は、事前に支援体制を構築しておく必要がある。

・医療的ケアが必要な児童には、医療と福祉が連携して支援していく必要がある。

・福祉的就労では、就労継続支援Ａ型の運営が見直されたため、今後の動向が懸念される。

・適切な配慮につなげるためには、障がいについての理解が最も重要で、人々の意識を変えていくような啓発を行う必要がある。